

議案第104号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の表2の項中「霧島市」の次に「，いちき串木野市」を加える。

別表総合政策部の表1の項中「南種子町」の次に「，瀬戸内町」を加える。

別表環境林務部の表2の項第1号中「第10条第4項（法第16条第4項において準用する場合を含む。）」を「第16条第4項において準用する法第10条第4項」に改め、「国立公園事業又は」及び「（政令附則第6項の規定による経由を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同項第2号中「第10条第7項（法第16条第4項において準用する場合を含む。）」を「第16条第4項において準用する法第10条第7項」に改め、「国立公園事業又は」を削り、同項第3号中「第10条第9項（法第16条第4項において準用する場合を含む。）」を「第16条第4項において準用する法第10条第9項」に改め、同項第4号中「第13条（法第16条第4項において準用する場合を含む。）」を「第16条第4項において準用する法第13条」に改め、「国立公園事業又は」を削り、同項第5号中「第14条第2項（法第16条第4項において準用する場合を含む。）」を「第16条第4項において準用する法第14条第2項」に改め、「国立公園事業又は」を削り、同項第13号中「附則第3項」を「附則第2項」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項第14号中「第6条第1項（省令第9条において準用する場合を含む。）」を「第9条において準用する省令第6条第1項」に改め、同項第15号中「第6条第3項（省令第9条において準用する場合を含む。）」を「第9条において準用する省令第6条第3項」に改める。

別表農政部の表1の項中「及び知名町」を「，知名町及び与論町」に改める。

別表土木部の表5の2の項及び5の3の項中「十島村」の次に「，さつま町」を加え、同表6の項第5号中「第10条の4の4第1項」を「第10条の4の5第1項」に改め、同項第6号中「第10条の4の7第1項」を「第10条の4の8第1項」に改める。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表環境林務部の表2の項第13号の改正規定（「第15号」を「第16号」に改める部分に限る。）及び別表土木部の表6の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市

町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとする等のため、所要の改正をしようとするものである。